

令和7年大船渡市大規模林野火災で損壊した被災家屋等に係る 公費解体の現地立会いについて

1 概要

市では、令和7年大船渡市大規模林野火災において、損壊した被災家屋（個人住宅・倉庫・事業所）等を対象に、生活環境の保全や二次災害の防止を図るため、所有者の申請に応じ、市の費用負担により解体、撤去（公費解体）を行います。

公費解体を適切に行うため、4月28日（月）から実施決定者に対し、解体撤去の範囲や対象物の確認、業者との打ち合わせなど現地立会いを開始しますが、被災された方のプライバシー保護や安全確保の観点から、現地での取材は御遠慮願います。

2 報道関係者への取材対応

- (1) 4月28日の立会い地域や立会い件数等の情報については、同日午後5時頃にプレスリリースいたします。
- (2) 被災家屋等解体撤去作業に伴う現地取材については、日時や地域等詳細が決まり次第お知らせいたします。

3 その他

公費解体の申請については、4月11日から受付を開始しており、4月24日時点で105件の申請があります。

なお、工費解体を行う現場が点在しているため、解体撤去作業については、原則、申請受付順ではなく、周辺環境への影響や作業条件等を考慮して効率的に実施します。